



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年6月28日火曜日 第2279号

### ◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	574
付保義務の発生.....	574
付保義務の消滅.....	575
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	575
建築物に関する中間検査の実施の一部改正.....	576
建設業者の許可の取消し.....	576
道路の区域変更（県道松山松前伊予線）.....	576
道路の区域変更（県道松山松前伊予線）.....	576

### 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... 577

### 公 告

土地の売払い.....	579
土地（建付地）の売払い.....	580
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	581

## 告 示

### ○愛媛県告示第832号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
ジョー・プラ	松山市朝生田町五丁目1番25号	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社ママイほか13者	株式会社ママイほか14者	平成22年11月1日外	平成23年6月17日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

愛媛県知事 中 村 時 広

（東予地方局産業経済部管内）

ひうち加入区

### ○愛媛県告示第833号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年6月28日

## ○愛媛県告示第834号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成19年6月愛媛県告示第1187号）による保険に付すべき義務は、平成23年6月27日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成23年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

(東予地方局産業経済部管内)

ひうち加入区
--------

## ○愛媛県告示第835号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

代表者 四国中央市長 井原 巧

四国中央市三島宮川3丁目4番15号

2 埋立区域

(1) 位置

四国中央市寒川町字大門4765番53の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線並びに①の地点と①の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.80メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（四国中央市寒川町江元三等三角点）は、北緯33度58分11.6741秒、東経133度30分19.8862秒の地点

①の地点は、基点から真北260度44分35秒318.28メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北274度35分01秒22.38メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北353度36分27秒3.20メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北354度06分43秒7.61メートルの地点

⑤の地点は、④の地点から真北351度31分54秒6.69メートルの地点

⑥の地点は、⑤の地点から真北0度24分10秒6.31メートルの地点

⑦の地点は、⑥の地点から真北69度46分49秒7.85メートルの地点

⑧の地点は、⑦の地点から真北67度23分14秒9.04メートルの

地点

⑨の地点は、⑧の地点から真北61度19分23秒1.71メートルの地点

⑩の地点は、⑨の地点から真北33度13分48秒6.07メートルの地点

⑪の地点は、⑩の地点から真北32度39分30秒14.65メートルの地点

(3) 面積

813.43平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成15年2月20日 愛媛県指令港第90号

4 しゅん功認可年月日

平成23年6月28日

## ○愛媛県告示第836号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、八幡浜市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年 6月28日

三崎港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

伊方町

西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

代表者 伊方町長 山下 和彦

西宇和郡伊方町湊浦1002番地20

2 埋立区域

(1) 位置

西宇和郡伊方町井野浦1番及び19番の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から4点までを順次直線で結んだ線並びに4点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.34メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（伊予三崎港井野浦第一防波堤灯台）は、北緯33度22分30秒、東経132度6分19.1秒の地点

1点は、基点から真北108度32分25秒918.34メートルの地点

2点は、1点から真北107度03分43秒6.30メートルの地点

3点は、2点から真北108度49分31秒15.78メートルの地点

4点は、3点から真北108度02分18秒36.12メートルの地点

(3) 面積

669.69平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年12月17日 愛媛県指令港第815号

4 しゅん功認可年月日

平成23年6月28日

○愛媛県告示第837号

建築物に関する中間検査の実施（平成13年 5 月愛媛県告示第1021号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 省略</p> <p>2 中間検査を行う建築物 _____ 次に掲げる構造、用途及び規模の建築物（法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を含む建築物を除く。）</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>	<p>1 省略</p> <p>2 中間検査を行う期間 平成13年 7 月 1 日から平成23年 6 月30日まで</p> <p>3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p>

○愛媛県告示第838号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成23年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな っ た 事 実
(般 - 19)第16094号	平成19年 4月3日	大和設備	長野 和麿	四国中央市妻鳥町767 - 1	平成23年 5月11日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第15954号	平成18年 6月6日	村上建設	村上 正通	今治市伯方町有津甲1550 - 5	平成23年 5月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第8480号	平成19年 10月12日	日幸化学工業(株)	山内 研二	今治市郷本町3 - 4 - 22	平成23年 5月18日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第839号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山松前伊予線	松山市余戸中六丁目906番6地内	旧	メートル 7.5～8.9	キロメートル 0.006	
			新	8.9～8.9	0.006	

○愛媛県告示第840号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山松前伊予線	松山市余戸中六丁目792番 6 から 同市余戸中六丁目792番 4 まで	旧	メートル 7 2 ~ 9 5	キロメートル 0 .022	
			新	7 2 ~ 9 7	0 .022	

訓 令

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項						別表第6（第4条関係） 知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専 決 者					知 事	専 決 者	
				部 長	局 長					課 長	部 長
国 際 交 流 課	1～7 省 略					1～7 省 略					
	8 旅券法 の施行に 関する事 務	1 一般旅券の発給の申請の 受理（第3条第1項から第 3項まで、旅券法施行規則 （以下この部において「省 令」という。）第2条第3 項、第4項、第3条第1 項、第2項）				8 旅券法 の施行に 関する事 務	1 一般旅券の発給の申請の 受理（第3条 _____ ____、旅券法施行規則 （以下この部において「省 令」という。） _____ _____第3条第1 項、第2項）				
	2 省略					2 省略					
	3 一般旅券の作成（第5 条、第7条、第21条の2、 旅券法施行令（以下この部 において「政令」とい う。）第4条第1項第1 号）				—						
	4 省略					3 省略					
	5 一般旅券への渡航先の追 加の申請の受理（第3条第 3項 _____、第9条第1 項、第3項、省令第2条第 3項、第4項、第3条第1 項、第2項）					4 一般旅券の渡航先 _____ の追 加の申請の受理（第3条第 3項、第4項、第9条第1 項、第3項、省令 _____ _____第3条第1 項、第2項）					
6 一般旅券への渡航先の追 加記載（第9条第1項、第 21条の2、政令第4条第1 項第2号）											

	7 一般旅券の記載事項の訂正（_____第10条第1項ただし書_____、第21条の2、政令_____第4条第1項第3号、省令第3条第1項、第2項、第5項）			
	8 省略			
	9 一般旅券の査証欄の増補（_____第12条第1項、第21条の2、政令第4条第1項第5号、省令第3条第1項、第2項、第5項）			
	10 一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第4項、第21条の2、政令第4条第1項第6号）			
	11 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条第1項から第3項まで、省令第2条第3項、第7条第3項、第5項、第14条第3項、第15条第3項）			
	12 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出を外務省で行う必要性の認定（第17条第1項ただし書）			
	13 一般旅券の返納の受理（第19条第5項）			—
	14 省略			
9 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律の施行に関する事務	1 震災特例旅券の作成（第2条第1項、第2項、第4項、旅券法第7条、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令第2条第1項）			—
	2 震災特例旅券の交付（第3条第1項、旅券法第8条第1項、第3項、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行規則第7条第3項、第5項）			—

	5 一般旅券の記載事項の訂正（第3条第4項、第10条第1項ただし書、第4項、第21条の2、旅券法施行令（以下この部において「政令」という。）第4条第1項第3号、省令第3条第1項、第2項、第5項）			
	6 省略			
	7 一般旅券の査証欄の増補（第3条第4項、第12条第1項、第3項、政令第4条第1項第5号、省令第3条第1項、第2項、第5項）			
	8 一般旅券の発給をしない場合等の通知及び一般旅券の返納命令に係る書面の交付（第14条、第19条第4項_____、政令第4条第1項第6号）			
	9 一般旅券の紛失又は焼失に係る届出の受理（第17条第1項から第3項まで、省令第7条第3項、第5項、第14条第3項_____）			
	10 一般旅券の紛失又は消失に係る届出を外務省で行う必要性の認定（第17条第1項ただし書）			
	11 省略			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 公 告

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名

土地の売払い

## (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積
松山市溝辺町甲363番 1	宅 地	2,156.81㎡
松山市溝辺町甲373番 2	宅 地	253.74㎡
松山市溝辺町甲376番 2	宅 地	453.39㎡
松山市溝辺町甲346番	宅 地	4,092.66㎡
松山市溝辺町甲345番 1	宅 地	331.34㎡
松山市溝辺町甲344番 2	宅 地	32.61㎡
松山市溝辺町甲351番 1	宅 地	561.02㎡

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

## (1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

## (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

## ア 提出期間

平成23年 6月28日（火）から 8月16日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時15分までをいう。）

## イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ  
〒790 - 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話（089）912 - 2255

## ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

## エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成23年 8月16日（火）午後 5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

## (3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成23年 7月21日（木）午前10時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

## 3 入札及び開札

## (1) 入札及び開札の日時

平成23年 8月31日（水）午前10時

## (2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県庁第一別館11階会議室

## (3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

## (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (4) 契約書作成の要否

要

## (5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これ

に類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。  
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約

金として県に支払わなければならない。  
(7) その他  
詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
土地（建付地）の売払い
- (2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

土 地			建 物			予定価格
所 在 地	地 目	地 積	種 類	構 造	床 面 積	
今治市吉海町福田1363番	宅 地	617.25㎡	居 宅	ブロック造 瓦葺平家建外	199.02㎡	2,910,000円

### 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当しない者であること。  
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出  
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。  
ア 提出期間  
平成23年 6月28日（火）から 7月27日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）  
イ 提出場所  
愛媛県総務部管理局総務管理課財産管理グループ  
〒790 - 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 - 2255  
ウ 提出方法  
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。  
エ 郵送等による提出の取扱い  
郵送等による提出の場合は、平成23年 7月27日（水）午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。
- (3) 契約条項を示す場所等  
ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問合せ先  
(2)イに掲げる場所  
イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法  
(2)イに掲げる場所で交付する。  
ウ 現地説明の日時及び場所  
(ア) 日時  
平成23年 7月12日（火）午後1時  
(イ) 場所  
売り払う土地の所在地

### 3 入札及び開札

- (1) 入札及び開札の日時  
平成23年 8 月10日（水）午前11時
- (2) 入札及び開札の場所  
今治市旭町一丁目 4 番地 9  
愛媛県東予地方局今治支局 4 階大会議室
- (3) 入札書の提出方法  
持参により提出すること。

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札に際しては、入札金額の100分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。  
イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効  
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
要
- (5) 落札者の決定方法  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限  
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。  
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。  
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他  
詳細は、入札心得書による。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 6 月16日	特定非営利活動法人えひめ子どもチャレンジ支援機構	井 門 照 雄	松山市上野町甲650番地	この法人は、青少年が主体的に企画・実施するチャレンジ活動を支援する事業を行いながら、青少年の職業観や勤労観の育成、健全な食生活に向けての意識・態度形成、さらには対人関係能力の向上やボランティア活動の推進を図り、公益に寄与することを目的とする。